

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 齋藤 一 雄

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【電話番号】 (027)252 - 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 金井 祐 二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番21号
株式会社群馬銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3271 - 1801 (代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 茂木 和 拓

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)
株式会社群馬銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1)
株式会社群馬銀行 宇都宮支店
(栃木県宇都宮市大通り二丁目2番1号)
株式会社群馬銀行 大阪支店
(大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による
縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため
臨時報告書を縦覧に供するものであります。

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当行第130回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ. 配当財産の種類

金銭

ロ. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金6円50銭

配当総額 2,962,413,623円

ハ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

イ. 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,000,000,000円

ロ. 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款に第25条（取締役との責任限定契約）及び第36条（監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

木部和雄、齋藤一雄、高井研一、角田尚夫、木村隆哉、栗原弘、堀江信之、深井彰彦、南繁芳、平澤洋一、金井祐二、二宮茂明及び武藤英二の13名を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	賛成割合 (%)
第1号議案	364,952	143	49	(注) 1	可決	95.77
第2号議案	365,029	66	49	(注) 2	可決	95.79
第3号議案						
木部和雄	354,648	10,444	49	(注) 3	可決	93.07
齋藤一雄	356,542	8,550	49		可決	93.57
高井研一	359,210	5,883	49		可決	94.26
角田尚夫	359,210	5,883	49		可決	94.26
木村隆哉	359,210	5,883	49		可決	94.26
栗原 弘	359,199	5,894	49		可決	94.26
堀江信之	359,210	5,883	49		可決	94.26
深井彰彦	359,210	5,883	49		可決	94.26
南 繁芳	359,210	5,883	49		可決	94.26
平澤洋一	359,210	5,883	49		可決	94.26
金井祐二	359,210	5,883	49		可決	94.26
二宮茂明	358,540	6,554	49		可決	94.09
武藤英二	358,962	6,132	49		可決	94.20

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。